⑷　平成７年４月１日以降に、発注者から直接請負った者（以下「元請け」という。）として製作・据付し、完成・引渡しが完了したダム用水門設備工事における下記①又は②の何れかの要件及び③の要件を満たす施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。ただし、当該施工実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定点が入札説明書に示す点数未満のものを除く（詳細は入札説明書参照。）。

①　設計水深が18m以上で且つ、１門当りの扉体面積（純径間×有効高）が７㎡以上の四方水密のラジアルゲート設備を製作据付した工事。

②　設計水深が26m以上で且つ、１門当りの扉体面積（純径間×有効高）が10㎡以上の四方水密のローラゲート設備を製作据付した工事。

なお、①又は②に関して「製作据付した工事」とは、扉体・戸当り・開閉装置・操作制御設備の１式を製作据付した工事をいう。

③　当該施工実績が適切なものであること。

適切なものとは、過失による粗雑工事に起因した指名停止、契約違反に起因した指名停止を受けていないなど、不正又は不誠実な行為がなされたものではないこと。

⑸　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

ただし、本工事において、現場施工に着手するまでの期間及び工事完成後、検査が終了し事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、必ずしも主任技術者又は監理技術者の専任は要しない。

また、本工事の工場製作のみが行われている期間は、主任技術者又は監理技術者の専任は要しないが、工場から現地へ工事の現場が移行する時点からは、主任技術者又は監理技術者を専任で配置できるものでなければならない。

①　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

②　平成７年４月１日以降に、元請けとして製作・据付し、完成・引渡しが完了したダム用水門設備工事における下記㋐又は㋑の何れかの要件及び㋒の要件を満たす施工経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての施工経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。ただし、当該施工経験が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあっては、工事成績評定点が入札説明書に示す点数未満のものを除く（詳細は入札説明書参照。）。

㋐　設計水深が18m以上で且つ、１門当りの扉体面積（純径間×有効高）が７㎡以上の四方水密のラジアルゲート設備を製作据付した工事。

㋑　設計水深が26m以上で且つ、１門当りの扉体面積（純径間×有効高）が10㎡以上の四方水密のローラゲート設備を製作据付した工事。

上記㋐又は㋑に関して「製作据付した工事」とは、扉体・戸当り・開閉装置・操作制御設備の１式を製作据付した工事をいう。

㋒　当該施工経験が適切なものであること。

適切なものとは、過失による粗雑工事に起因した指名停止、契約違反に起因した指名停止を受けていないなど、不正又は不誠実な行為がなされたものではないこと。

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑹　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑺　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑻　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（資本関係又は人的関係がある者の全てが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）（詳細は入札説明書参照。）

⑼　入札参加者の代表者又は代理権限のある名義人のＩＣカードにより、電子入札システムから当該工事の入札説明書及び見積りに必要な図書等をダウンロードしない者又は発注者の指定する方法（ＣＤ－Ｒ等による貸与等）での交付を受けない者は入札に参加することができない。

⑽　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずる者として、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑾　当該工事の技術提案が適切で具体的に示されていること。

３　総合評価に関する事項

⑴　評価項目　本工事の総合評価は、次の②の技術提案を受け付け、①及び②と価格を総合的に評価して落札者を決定するものとする。（詳細は入札説明書参照。）

①　施工体制

ⓐ　品質確保の実効性

ⓑ　施工体制確保の確実性

②　技術提案

ⓐ　主ゲートの水密性向上に関する提案について

ⓑ　品質向上に関する現場施工の提案について

⑵　落札者の決定方法

①　入札参加者は、価格及び技術提案をもって入札をし、次の各要件に該当する者のうち、下記⑶「総合評価の方法」によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

㋐　入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。なお、予定価格は、設計図面及び設計図書に基づき算出し、総合評価管理費は含まない。

㋑　技術提案における最低限の要求要件（以下「要求要件」という。）として、入札説明書及び設計図書に示す条件を満たしていること。

②　上記①において、評価値の最も高い者が２人以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決める。

⑶　総合評価の方法

①　標準点　当該工事について入札説明書等に記載された要求要件を実現できると認められる者に標準点100点を与える。

②　施工体制評価点及び加算点　資料の内容に応じ、下記㋐の評価を行い施工体制評価点を与え、また下記㋑の評価項目毎に評価を行い、加算点を与える。

なお、施工体制評価点の最高点数は30点、加算点の最高点数は40点とする。

㋐　施工体制（品質確保の実効性、施工体制確保の確実性）

㋑　技術提案

ⓐ　主ゲートの水密性向上に関する提案について

ⓑ　品質向上に関する現場施工の提案について